最終更新日：2018年6月28日
株式会社センチュリー21・ジャパン
代表取締役社長　長田　邦裕
問合せ先：03-3497-0021
証券コード：8898
https://www.century21japan.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は株主重視を基本とし、経営環境の変化に対応するために正確な経営情報の把握と、機動的な意思決定を目指し、また同時に経営管理機能の充実も図っております。
その実現のために、ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、現在の株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など、法律上の機能制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
伊藤忠商事株式会社	5,260,000	49.73
日本土地建物株式会社	700,000	6.61
三井住友信託銀行株式会社	500,000	4.72
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	398,900	3.77
日本生命保険相互会社	240,000	2.26
東京海上日動火災保険株式会社	200,000	1.89
和田昌彦	194,900	1.84
田辺幸子	147,600	1.39
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTOFOLIO)	98,000	0.92
株式会社みずほ銀行	81,400	0.76

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
真木　正寿	他の会社の出身者							○				
八十　義則	他の会社の出身者											
平田　誠一	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
真木　正寿		伊藤忠商事株式会社建設・物流部門長	経営の監督強化の観点から選任。
八十　義則		―――	経営の客観性・中立性の観点から選任。
平田　誠一	○	―――	経営の客観性・中立性の観点から選任。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会などの重要な会議に出席し意見を述べ、取締役の業務執行状況の監督を行い、経営監視体制を整備しております。また、内部監査体制として監査部（1名）を設置し、当社の業務監査を行い、問題点の指摘、改善策の提案などを実施しております。監査役は、会計監査人と監査業務に関し適宜情報交換を行い、また監査部とも内部監査に関し適宜情報交換を行い、それぞれ緊密な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高木　聡	他の会社の出身者									△				
清家　隆太	他の会社の出身者									○				
吉澤　航	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高木　聡		当社常勤監査役	取締役の業務執行についての厳正な監視を行うため。
清家　隆太		伊藤忠商事株式会社住生活事業・リスク管理室長	取締役の業務執行についての厳正な監視を行うため。
吉澤　航	○	―――	取締役の業務執行についての厳正な監視を行うため。

[独立役員関係]

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

役員報酬において、業績連動や個人の業績を反映している。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成30年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下の通りであります。
取締役(社外取締役を除く。)　69,204千円
監査役(社外監査役を除く。)　13,800千円
社外役員　9,240千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会事務局を運営する企画本部が中心となってサポートを行なっております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、社外取締役3名を含む9名で構成され、原則として月1回定期的に開催されております。また、重要案件が生じた時には臨時取締役会を都度開催し、迅速な経営判断が行える体制を整えております。
監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名体制(3名全て社外監査役)で構成されており経営に関する監視機能を発揮しております。また、内部監査体制につきましては監査部(1名)が担当しています。監査役会と監査部は定期的に情報交換を行う等連携を行っております。
会計監査につきましては、有限責任　あずさ監査法人と監査契約を締結しており、会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。
当社は株主重視を基本とし、経営環境の変化に迅速に対応するために正確な経営情報の把握と、機動的な意思決定を目指し、また同時に経営管理機能の充実も重要であると考えております。その実現のために、ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、現在の株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など、法律上の機能制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えており、当該体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を極力回避して、開催しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、第2四半期と本決算時に決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報及び決算以外の適時開示情報を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報部を設置しており、IR活動を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時開示に加え、当社ホームページにおいて各種情報を迅速かつ正確に開示しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。
(1) 業務の適正を確保するための体制
1．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社役職員は、当社の法令等遵守規則「コンプライアンス・プログラム」に則り、法令・定款等の遵守および企業倫理に沿った活動の実践・継続を行います。代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、企業倫理・法令遵守等を当社のあらゆる企業活動の前提とすることを周知徹底します。あわせてコンプライアンス管掌の取締役（ＣＣＯ）を任命し、会社のコンプライアンスの取組みを横断的に統括させることとし、ＣＣＯが中心となりコンプライアンス委員会を組織します。
当社役職員は、法令違反等疑義がある行為等を発見した場合、通常のレポーティングラインを経由しＣＣＯに、またはホットラインに通報するものとします。法令違反等疑義のある行為等の報告・通報を受けたＣＣＯは内容を調査し、再発防止を担当部署と協議のうえ決定し、全社にその内容を周知徹底します。
なお、通報者に対しては通報したことによる身分・処遇等に係わる不利益を被らないことを会社が保証します。また、役職員に重大な法令・定款違反行為等が確認された場合には、ＣＣＯから取締役会に具体的な処分の答申を行います。
また当社には社長直轄の監査部を設置しております。監査部は、「監査規程」に基づき業務全般に関し、法令・定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役に対し、その結果を報告することとしております。また、監査部は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施します。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役は、取締役の職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、関連資料とともに、「文書管理規程」の定めるところに従い、適切に保存し管理します。なお、主要な文書には、次のものがあります。
1．株主総会議事録
2．取締役会議事録
3．取締役を最終決裁権者とする稟議書（社内申請書）
4．取締役を最終決裁権者とする契約書
5．会計帳簿、計算書類、出入金伝票
6．税務署その他官公庁、証券取引所に提出した書類の写し
7．その他文書管理規程に定める文書等
文書保管の期間・場所は、文書管理規程の定めによるものとします。
なお、取締役および監査役から要請があった場合、いつでも閲覧が可能となるよう整備します。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社では、センチュリー21というブランドの維持が経営の最重要課題であることを認識し、リスク管理を行っております。
具体的にはコンプライアンス、情報セキュリティ、環境、その他様々なリスクに係る管理については、基本的にそれぞれの担当部署を管掌する取締役が行い、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定めることとします。
一方、組織横断的リスクの管理および全体的な対応については、コンプライアンス管掌の取締役（ＣＣＯ）が行います。
ＣＣＯは、有事の際に、事態の予測影響度合いに応じ、予め定められた危機管理チームを立上げ、迅速かつ適切な情報伝達と対応ができるよう、緊急体制を整備します。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1．次の経営管理システムを使うことにより、取締役の職務執行の効率化を図ります。
1．取締役・社員が共有する全社的な目標を定め、その浸透を図ると共に、目標達成に向け3事業年度を期間とする中期経営計画を策定します。
2．取締役会は、中期経営計画を具体化するため、毎期、事業部署毎の業績目標と予算を設定します。設備投資、新規事業については、原則として中期経営計画の目標達成への貢献を基準にし、その優先順位を決定します。同時に各部署への効率的な人的資源の配分を行います。
3．各事業部署を管掌する取締役は、各事業部署が実施すべき具体的な施策および権限委譲を含めた効率的な業務遂行体制を決定します。
4．月次の業績はITを積極的に活用した会計システムにより、月次で迅速に管理会計としてデータ化し、管掌の取締役および取締役会に報告します。
5．取締役会あるいは部長会は、毎月この結果をレビューし、各事業部署管掌の主管者に目標未達要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、各事業部署が実施すべき具体的施策および権限委譲を含めた効率的な業務遂行体制に改善します。また、必要に応じて目標を修正することがあります。
6．これらの結果は適正に取締役の報酬その他における評価に反映させます。
2．適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「業務分掌規程」、「職務権限規定」等、各種社内規程を整備し、各取締役の権限および責任の明確化を図ります。
3．当社の企業理念、経営計画等につき投資家その他のステークホルダーの理解を得ることで、当社の事業が効率的に運営できるよう、適時情報開示を実施すると共に、IR説明会等へのサポートを実施します。代表取締役社長は、率先して当社のスポークスマンを努めます。

5．財務報告が適正に行われること、および適時適正開示が行われることを確保するための体制
代表取締役社長および財務担当取締役は、適正な財務報告の作成が会社にとって最重要事項であることを全社員に認識させるため、会議での指示・訓辞等必要な意識付けを図るとともに、「経理規程」およびその他社内規程を整備し、会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図ります。

6．当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、親会社及び子会社が存在しないので該当事項はありません。

7．監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会の職務を補助すべき使用人を置かないことを取締役会で決議しています。

8．前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
補助者は置かないと決めているので、補助者の独立性に関する事項はありません。

9．取締役および使用人が監査役（会）に報告するための体制その他の監査役（会）への報告に関する体制
取締役および使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社に著しい損害を与える恐れのある事実、法令に違反する事実等を発見したときは、その内容を速やかに報告します。また、報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会の協議により決定します。

10．その他監査役（会）の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
1．監査部と監査役との連携
監査部は、監査役との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換をするなど、密接な情報交換及び連携を図ります。
2．外部専門家の起用
監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用します。
3．取締役会による業務執行取締役および重要な使用人から個別ヒアリングの機会ならびに代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換を開催します。

（2）業務の適性を確保するための体制の運用状況
1．内部統制システム全般
当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の監査部がモニタリングし、改善を進めております。
2．コンプライアンス
当社は、使用人に対し、コンプライアンスについて、社内研修での教育および会議での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組を継続的に行っております。
また、当社は内部情報提供制度（ホットライン）規程を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。
3．リスク管理体制
リスク管理については、それぞれの担当部署を管掌する取締役が行い、コンプライアンス委員会において全社的な対応及び情報共有を行いました。
4．内部監査
監査部が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

（3）株式会社の支配に関する基本方針
当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。
当社は、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然として対応し、一切の関係を遮断することを基本方針としております。
また、反社会的勢力からの不当要求に対しては、警察当局や顧問弁護士等の外部専門機関との連携を図ることにより対応いたします。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

※適時開示体制の概要
1．.会社情報の適時開示に係る社内体制
(1) 決定事実に関する情報
取締役会により決議される決定事実につきましては、情報開示担当役員が情報取扱責任者となり常に把握しております。
(2) 発生事実に関する情報
重要事実が発生した場合は、その発生を認識した各部門責任者は情報開示担当役員に速やかに報告することとなっております。
(3) 決算に関する情報
財務経理部が主管部門として全社の決算情報のとりまとめと作成を行っております。
2．情報開示の意思決定
情報開示の意思決定は取締役会で行います。尚、取締役会は毎月開催しており、必要に応じて臨時に開催いたします。
3．情報開示の方法
情報取扱責任者が、開示情報をTdnetにより開示後、速やかに当社ホームページに掲載しております。

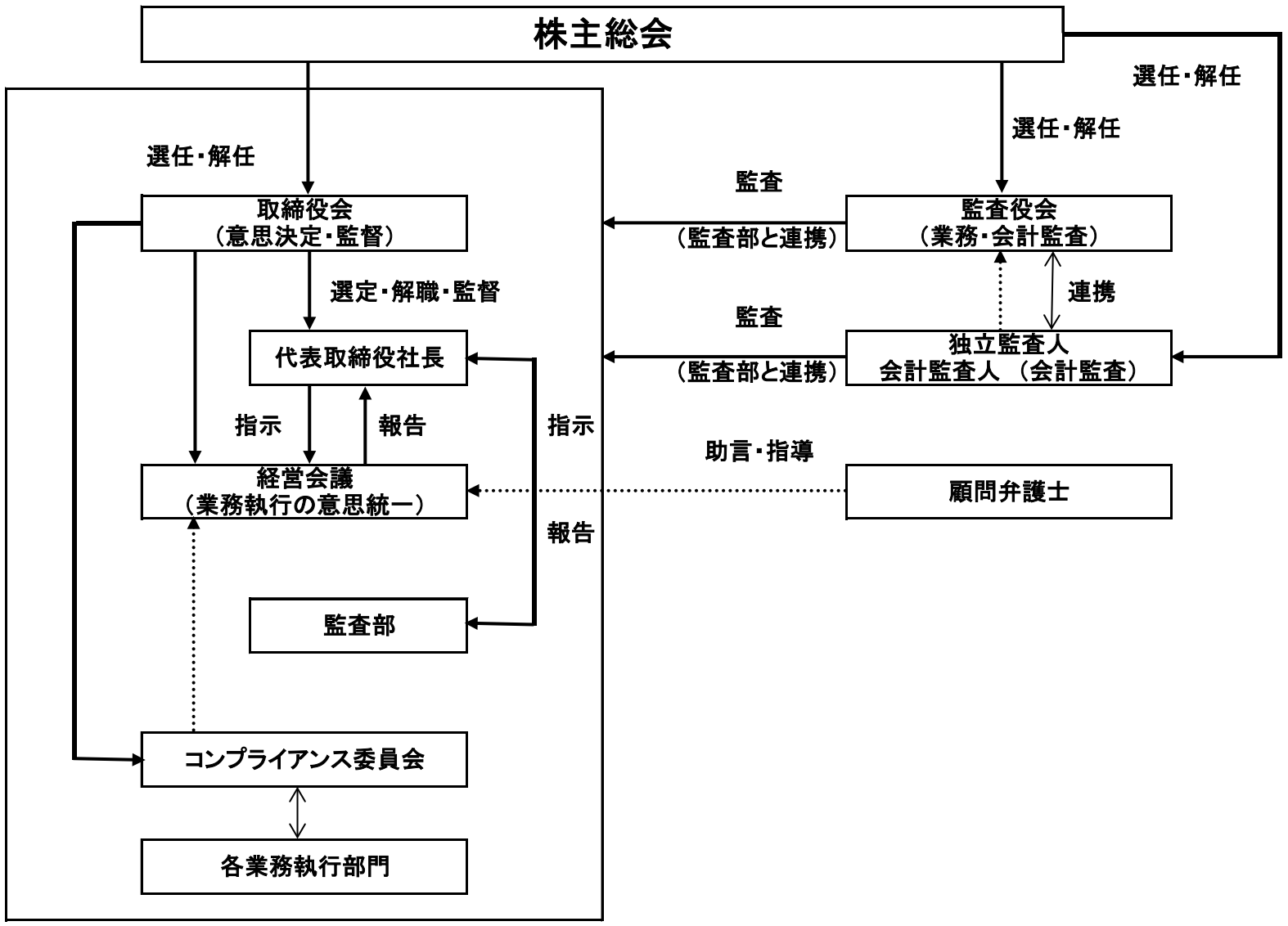
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
監査
取締役会
（意思決定・監督）
監査役会
（業務・会計監査）
（監査部と連携）
選定・解職・監督
連携
監査
代表取締役社長
独立監査人
会計監査人 （会計監査）
（監査部と連携）
指示
報告
指示
助言・指導
経営会議
（業務執行の意思統一）
顧問弁護士
報告
監査部
コンプライアンス委員会
各業務執行部門